

## 消費生活センターのコーナー

# 秋田県生活センターの取り組みについて

### 秋田県生活センター

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン7階

TEL 018-835-0999

相談時間 月～金 9:00～17:00

秋田県生活センターは、秋田駅前にある複合ビル「アトリオン」7階で業務を行っております。

平成23年4月には、それまで県内各地域振興局7カ所で行っていた消費生活相談窓口を統合し、生活センター（秋田市 相談員8名）に加え、北部消費生活相談室（大館市 相談員3名）と南部消費生活相談室（横手市 相談員3名）を開設し、相談員複数人による相談体制の強化を図っております。

最近の相談傾向として、多重債務（借金）の相談は減少傾向にあります。インターネット、携帯、スマートフォンを利用したトラブル、未公開株・社債など金融商品に関わるトラブルなど、内容が高度・複雑化した相談が増加しております。

不動産に関しては、震災が原因による相談は比較的少なかったものの、雪害や「爆弾低気圧」の突風による住宅等の被害についての相談が寄せられております。また、「賃貸アパート」退去時の敷金返還やハウスクリーニング代の請求等の相談は、以前から比較的多い案件です。

一方、当センターでは、高齢者や若者の消費トラブルを未然に防ぐため、学校、企業、地域等に出向き、悪質商法や陥りやすい消費トラブルについて説明する「出前講座」を、昨年度は県内80カ所以上で行いました。

生活の身近なテーマについて専門家による講座を年間通じて開催する「くらしの達人養成講座」も行い、普及啓発に努めています。昨年度は「地震のメカニズムと防災」「夏の電力事情について」「これからの年金・医療保険制度」「悪質商法の最前線」などのテーマで実施し、多数の方から参加をいただきました。

当センターでは消費生活相談に加え、交通事故の被害者や加害者が抱える様々な悩みや問題の相談にも応じる「交通事故相談」も行っております。また、「食の安全・安心」が重要視される昨今、JAS法に係る「食品表示」等についての業務が、平成23年4月から当センターに加わり、食品表示に係る消費者から寄せられる情報や事業者からの問い合わせに対応しております。さらに、食品と放射能問題の全国的な広がりを踏まえ、消費サイドによる食品の放射性物質検査を平成24年4月から実施し、検査結果を公表しております。消費者団体や学校・病院などの給食事業者を対象としており、消費者のより一層の安全・安心に寄与できればと考えております。

このように当センターでは、消費生活相談に加え様々な業務を行っておりますが、消費者とのチャンネルが増えたことから、その情報等を有効に活用し、県民の消費生活の向上と消費者被害防止のために、努めていきたいと考えております。